

令和6年度

〔令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日〕

事業計画書

更生保護法人 山梨県更生保護協会

1 運営に関する基本方針

戦後最少を更新し続けてきた刑法犯認知件数が、令和4年からは国及び山梨県とも増加に転じたほか、依然として検挙人員の約半数を再犯者が占めているなど、再犯防止対策の更なる充実が求められる状況にある。

このため、安全・安心な地域社会を実現するためには、再犯防止対策が必要・不可欠であることから、再犯防止推進計画を踏まえ、国・地方公共団体及び民間関係団体が一層緊密な連携協力を図っていく必要がある。

山梨県更生保護協会は、改正した定款第4条の定めるところに従って、これまでの金品給与等の一時保護事業や各団体への連絡助成事業に加えて、立ち直りに関する地域支援ネットワークの中核（ハブ機能）を担うべく、甲府保護観察所と協働して、地域連携協力体制を整備し、「立ち直り」を支える社会及び県民が安全・安心に暮らせる社会の実現のため、次に掲げる事業を行うこととする。

2 運営に関する事項

(1) 役員会の開催

- ア 理事会・評議員会の開催（年2回）
- イ 常務理事会の開催（年2回）

(2) 財政基盤の強化

更生保護関係団体・組織等の協力を得て、賛助会員・篤志家発掘など自主財源の確保に努める。

(3) 事業内容の拡充

更生保護関係機関・団体との相互理解と連携を図り、更生保護事業に係る各施策が円滑に推進するよう努める。

(4) 県民の協力を得るための活動の推進

安全・安心で住みよい郷土山梨県を築くために、更生保護事業の一層の普及を図り、広く県民の理解を高めるための推進を図る。

(5) 保護司組織活動のデジタル化の推進

保護司組織活動のデジタル化を推進するための助成を行い、メールの活用、国配布のタブレット（iPad）等の活用、保護司専用ホームページ“H@（はあと）”の利用等、事務の合理化・効率化を図る。

3 事業の実施に関する事項

(1) 地域連携・助成事業

ア 広報活動の充実

啓発活動を効果的に推進するため、各種広告媒体等を活用して積極的な広報活動を推進する。

イ 犯罪・非行防止活動の推進

「第74回社会を明るくする運動」山梨県推進委員会の構成団体として、関係機関・団体と協力して世論の普及啓発に努める。

ウ 更生保護関係団体に対する助成

- ① 宿泊型保護事業を営む更生保護法人山梨以徳会
- ② 山梨県保護司会連合会・13保護区保護司会及び会友会
- ③ 山梨県更生保護女性連盟・18地区更生保護女性会
- ④ 山梨県BBS連盟
- ⑤ NPO法人山梨県就労支援事業者機構地区会

エ 更生保護サポートセンターに対する助成

各保護区更生保護サポートセンターの活動に対する支援

オ 機関紙の発行

更生保護の啓発及び情報等の交換を促進するため、山梨県保護司会連合会と共同により機関紙「更生保護やまなし」を年2回発行する。

カ 第67回山梨県更生保護大会の共催

更生保護制度施行75周年記念・第67回山梨県更生保護大会を甲府保護観察所及び更生保護関係団体と協力して、その円滑な開催を図る。

日時：令和6年11月7日（木）

場所：甲府市「甲府市総合市民会館」

キ 関係機関・団体との連携

甲府保護観察所と連携し、関係機関・団体の理解と協力を得て、各種協議会等の開催に参加・協力する。

(2) 通所・訪問型保護事業

ア 保護観察対象者及び更生緊急保護対象者等に対する保護事業（金品の給与）を推進する。

イ NPO法人全国就労支援事業者機構が行う「身元保証支援事業」の事務委託に協力する。

4 その他

(1) 当法人に対する功労者の顕彰

(2) 役職員に対する慶弔の実施

(3) 当協会の目的を達成するために必要な事業